

## 江戸川区気候変動適応計画策定に関する有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 気候変動適応法(平成30年法律第50号)第12条の規定に基づき、江戸川区気候変動適応計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、専門的な見地に基づく助言等を得るため、江戸川区気候変動適応計画策定に関する有識者会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、江戸川区気候変動適応センター設置要綱(令和3年4月1日施行)第4条第2項に規定する本部長(以下「本部長」という。)の求めに応じ、気候変動の影響による環境被害の回避及び軽減対策並びに温室効果ガスの排出削減に係る対策による脱炭素社会の実現に向けた計画の構想及び案について、本部長に助言を行う。

### (組織)

第3条 会議は、学識経験を有する者のうちから江戸川区長(以下「区長」という。)が委嘱する委員をもって組織する。

2 前項に掲げる者のほか、区長が必要と認める者を委員に委嘱することができる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

### (会議の非公開)

第6条 会議は、非公開とする。ただし、本部長が必要と認めた場合は、会議の一部又は全部を公開することができる。

### (守秘義務)

第7条 委員及び第5条第2項の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、区が公表した情報についてはこの限りではない。

### (報償)

第8条 第3条の委員に対する報償は、別表のとおりとし、予算の範囲内で支給する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、環境部気候変動適応課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表(第8条関係)

区 分	報 償
学識経験者等	15,000円